

議案第 55 号

海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について

海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

職員を派遣できる団体に公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会を加えたいため

海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者は」の次に「、法第2条第1項各号に掲げるもののうち」を加え、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

第3条第3号中「第2条第1項」を「前条第1項」に改める。

第2条 海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和10年4月1日から施行する。